

株主総会における議決権の代理行使

— 代理人資格を株主に制限する定款規定の有効性について —

佐 川 大 輔

はじめに

株主総会における議決権は、株主にとって共益権の中心を占める重要な権利である。株主にとって、株主総会に出席し自ら議決権を行使することは、自己の意見を会社の運営に反映させる最大の機会であるといえる。しかし、株主において株主総会以外の重要な用事がある場合や株主の体調不良、あるいは複数の会社の株式を所有している株主において、それらの会社が同日に株主総会を開催した場合など、必ずしも株主総会に出席できるとは限らない。

そのような株主にとって、出席できない株主総会において自らの議決権を行使する方法として、他人により議決権を代理行使させることが会社法第310条第1項前段において認められている。しかし、従来、多くの株式会社が株主総会における議決権代理行使の代理人資格を当該株式会社の株主のみに限定する旨の定款規定を設けている。

つまり会社法の文言上は、代理人資格に関してなんらの制限は無く、何人であっても代理人として株主総会に出席できそうである。しかし、実際には同じ会社の株主以外を代理人に選任することは定款違反となってしまう。したがって、このような定款規定は不当に株主の権利を制限するものではないか、あるいは、この程度の制限までも法は禁じたものではないのか。本稿はこのような定款規定の有効性、適法性について論じていくものである。

本論点については、古くから争いがあり、学説は分かれており、通説とよべるものはないといえる。

近年、本論点に関して、新たな事象が生じたので、その点を強調して論じていきたい。

判例および学説の検討

本論点に関する判例は以下のとおりである。

原則として、議決権代理行使の代理人資格を株主に限る旨の定款規定を有効であるとするのが判例の立場であり、無効の立場を明らかにしたものは見当たらない。

裁判所は当初、株主総会での議決権行使の代理人資格を当該株式会社の株主のみに限定する定款規定は画一的に有効であると考えていた（名古屋高等裁判所昭和35年7月15日判決、大阪地方裁判所昭和38年3月14日判決、大阪高等裁判所昭和40年6月29日判決、最高裁判所昭和43年11月1日第二小法廷判決など）。判例は有効説を画一的に有効とするものから始まり、その後、議決権行使の機会が実質的に奪われるような場合には、例外的に非株主による議決権代理行使を認めるようになってきていると考えられる（東京地方裁判所昭和40年3月16日判決、最高裁判所昭和51年12月24日第二小法廷判決、大阪高等裁判所昭和41年8月8日判決など）。

次に学説であるが、学説においても多数説は判例と同じく定款規定を有効と解するものである。しかし、定款規定を無効と考える立場も有力であり、概ね次の4つの説に分かれている。まず画一的に定款規定を有効であると解して、非株主による代理行使を認めない画一的有効説がある。また有効説に立った場合でも、定款規定を常に有効であると解することを避け、定款規定を限定的に解釈し、一定の場合には、非株主による議決権代理行使を認めるとする、限定的有効説がある。これらに対し、かかる定款規定は会社法

に違反して無効であるとする画一的無効説がある。限定的無効説は、会社が株式譲渡制限をしている場合は定款規定を有効と解し、株式譲渡制限をしていない場合は定款規定を無効であると解する説である。従来の多数説は画一的有効説であったが、近時は限定的有効説が多数説となっている。無効説についても少数ながら有力である。以上のように、学説は対立しているのが現状であるといえる。

検討－総会屋対策と議決権代理行使の視点から－

まず初めに、これまで見てきた議決権行使の代理人資格を株主のみに限定する定款規定を有効とする判例および学説が一般的に根拠としている、「非株主である第三者による株主総会攪乱のおそれ」について検討していきたい。これはつまり、いわゆる総会屋による株主総会の攪乱を防ぐために定款規定を有効と解する必要があるとの主張であるが、現在においてもそのようなことが当てはまる状況にあるといえるのか、以下検討していく。

わが国の株主総会を論じるときに、切り離すことのできない存在として総会屋がいる。総会屋を定義付けることは簡単ではないが、一例を挙げると「会社から金銭的利益を得ることを目的として、総会に際して総会の運営を妨害したり、あるいは経営者の意を受けて総会のスムーズな運営に協力する等の活動を目的として株式を取得する特別の株主又は非株主」と、定義できる。このように定義付けされる総会屋は会社にとって非常に厄介な存在であると考えられそうであるが、株式会社の経営陣は、株主総会を速やか且つ平穏無事に終わらせたいがために、長年に渡って総会屋を利用してきた。当時の株主総会はひどいもので、株主総会を総会屋が取り仕切っており、長くても15分程度で終了する「シャンシャン総会」が正常な株主総会とされ、一般株主が質問などしようものなら、与党総会屋にすごまれるのがオチという有様であった。これら総会屋は他国には見られないわが国特有のものである。では、このわが国特有の存在である総会屋はどのようにして誕生し、根付き、現在に至っているのか、以下では、検討の前提として、簡単にではあるがわが国における総会屋の沿革を見ていきたい。

まずは総会屋の起源についてであるが、残念ながら明確には分かっていない。しかし、株式会社制度が始まったのと時を同じくして、相場師あるいは博徒から転向した者たちが、株主総会に関与したのが起源であると言われている。第二次世界大戦前、戦中は当時の右翼団体の政客、壮士が資金獲得の手段として、各種の会社に出入りし、財界から金を引き出していたが、これら右翼の中からも総会屋と同じような行動に出る者も現れる等、右翼と総会屋が深く結びついていた時期もあったようである。戦後は高度経済成長に伴い総会屋勢力も増加し、昭和40年代後半からの急激な増加は、総会屋の生存競争の激化と急激なグループ化を促し、暴力団と手を結んでその力を利用する傾向が見られた。この時期、企業においても不正事実等の追求を避けるため、総会屋を利用し株主総会を運営したため、総会屋は企業上層部と癒着していった。昭和50年代前半になると、暴力団が資金獲得のために総会屋活動を行ったり、総会屋も暴力団の力を利用するなど、暴力団と結託する動きが顕著となり、その結びつきが強くなった。この頃、総会屋数はピークを迎え、昭和52年には6500人を超えていた。その後、商法改正により昭和56年に利益供与罪が新設され、総会屋勢力は衰退したといえる。

総会屋対策の変遷

総会屋対策は昭和56年の商法改正の前後で大きく異なる。昭和56年の商法改正以前は、総会屋の取締りを狙いとして、昭和13年改正において設けられた旧494条の会社荒らし等に関する贈収賄罪規定を用いていた。しかし本条は構成要件の「不正の請託」の立証が困難であったことから実際に適用されることはほとんどなかったため、総会屋対策として実効を挙げなかった。そこで昭和56年に、このように形骸化してしまった株主総会を株主の手に取り戻し、株主の意思を反映したものにするための商法改正が行われた。この改正では、株主総会の活性化を促すための規定が複数新設された。具体的には、①少数株主権

として株主提案権を規定した。これは従来より規定されていた少数株主による株主総会の招集よりも簡単に、総会に主体的に参加できるようにしたものである。②一般株主の質問が総会屋によって封じ込められないようにするため、取締役および監査役の株主総会における説明義務を明定した。③総会屋による議事運営を阻止するため、または総会屋による議事運営の妨害を防ぐために総会議長権限の明確化がなされた。これらは、総会屋の活動の場を狭めるための方策であるが、次に挙げる点は会社から総会屋への資金の直接的に断ち切るための措置である。それが、総株主の権利行使に関する利益供与の禁止に関する規定の創設である。民事責任については、294条ノ2が新設され、会社は何人に対しても株主の権利行使に関し財産上の利益を供与してはならないものとされた。次に、刑罰規定については497条が新設され、取締役等が株主の権利行使に関し利益供与をした場合、当該取締役等と利益供与を受けた者の両者ともが罰せられることとなった。この民事責任と刑罰規定からなる利益供与禁止規定は、総会屋自身に対する直接的な法規制というよりは、むしろ会社による総会屋への金銭の供与を封じ、それによって、そもそも総会屋の存在を成り立たないものとするという点に、規制の重点をおいており、その意味では一種の予防的効果が期待されたものである。

本改正商法は昭和57年10月に施行されたのであるが、どれほどの効果があったのか、株主総会の調査から検証していきたい。改正商法施行後初の株主総会となった昭和58年の株主総会白書によると、会社が接触している特殊株主の数が「かなり減った」と回答した会社が61.9%、「多少減った」と回答したのが23.3%となっており、両者を合わせると実に85.2パーセントの会社が総会屋との付き合いを減らしたことになる。また、総会の所要時間について昭和56年の調査と比較してみる。昭和56年の調査によると、総会所要時間が30分以下の会社が95.1%を占め、ほとんどの会社で30分以内に総会が終了したことがわかる。一方、昭和58年の調査によると、総会所要時間が30分以下の会社は67.6%に減り総会屋の影が薄くなったことがうかがえる。昭和59年6月には、利益供与禁止規定違反の第1号が摘発された。これを皮切りにほぼ毎年のように利益供与事件が相次いでおり、完全に総会屋が一掃されたということはできない。特に平成8、9年には、当時の4大証券や銀行、百貨店、食品会社等多くの業界において、その業界を代表する大企業の利益供与事件が相次ぎ、その額も高額化した。また利益供与の手法も今までのように現金の供与が中心ではなく、海の家使用料や自己売買益の付け替え等、通常の取引を装って行われることが中心となった。このような一連の大型利益供与事件を受けて、政府は総会屋を排除するための政府の対策、「いわゆる総会屋対策要綱」をまとめ総会屋対策に取り組み始めた。そして、利益供与に対する罰則を強化する平成9年の商法改正がなされた。本改正では、株主の権利行使に関する利益供与罪(497条1項)の法定刑が引き上げられ、利益供与要求罪(同3項)、威迫を伴う利益受供与罪・利益供与要求罪(同4項)が新設された。また、ごく最近においては、平成18年に施行された会社法において、大会社と委員会設置会社に内部統制システムの構築を義務付けた(会社法348条4項、362条5項、416条2項)。さらに、最高裁判所平成18年4月10日第二小法廷判決は、脅迫を用いて不当な要求をしてきた株主に、巨額の金員を交付することを提案し又はこれに同意した会社経営者に対し、「過失を否定することはできない」とし、「会社経営者としては、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有する」と判示し、会社経営者には不当要求を拒絶する法的義務があるとした。

以上のような政府の取り組みや、経済団体・各企業の取り組みにより、利益供与事件がまったくなくなったわけではないが、総会屋数は年々減少傾向にあり、昭和52年には6500人を超えていた総会屋も平成16年には370人にまで激減した。以上、検討してきたように、現在において総会屋は暗躍の場を失っており、その数も激減した。少なくとも現在のような法規制が続く限り、総会屋勢力が復活することはないと考えられる。つまり、定款により非株主である総会屋を株主総会から締め出す必要性は大幅に縮減されたといえ、定款規定を有効とする判例および学説が一般的に根拠としている「非株主である第三者による株

主総会攪乱のおそれ」は、成り立たなくなっているといえる。そうであるならば、株主が真に信頼できる代理人を株主総会に出席させることの方が利益が大きいと考えられ、必要性のなくなった定款規定は無効と解するべきと考える。

結論

株主総会に出席し議決権を行使する意思を持つ株主が、何らかの事情により当該総会に出席できない場合、定款規定により同会社の株主のみにしか代理人資格を認めないとすれば、その会社の株主に知り合いがいない場合や、いたとしても議決権を代理させるほどの信頼に足る人物でない場合には、事実上議決権行使の機会を奪われることになり、あまりにも不都合ではないか。株式会社において株主は、所有と経営の分離により原則として経営にかかわることはない。しかし、株主総会で議決権を行使することは、唯一会社の経営に自己の意思を反映させることのできる重要な機会であり、また株主として当然の権利である。そのため、議決権は最大限行使できることが保障されなければならない。株主数の少ない会社ならともかく、それ以外の株式会社の株主総会は多数の株主が関係するため、株主総会の日程を全株主に問い合わせ調整することなどは毛頭無理であり、会社側が一方的に決定するのが通常である。そうすると、会日に出席できない株主が出てくるのは当然であり、これらの株主の議決権行使を保障するために法は強行法的に代理人による議決権の行使を認めたものと解するのが相当である。法の文言からも議決権を代理行使することができるのは当然であり、例外的に認めたものであるとか、議決権は代理に親しまないなどの見解は当たらない。もちろん、書面投票や電子投票、あるいは委任状勧誘に応じれば、株主総会に出席しなくとも自己の意思を会社の運営に反映させることは可能である。しかし、これらの方法は、あくまでも予め定められている議題、議案に対する意思表示しかできず、議場における議案提案権(304条)や説明請求権(314条)など実際の総会会場でしか行使できない権利を行使することができない。またこれらの制度を導入していない会社においては、自己または代理人が出席する以外に議決権行使をすることはできない。確かに、株主が株主総会を欠席する場合に、自分のほうから積極的に代理人を探し出そうとすることは稀であり、むしろ経営者側からの委任状勧誘を待ち、それを經由して議決権を行使するか、あるいは初めから議決権行使に全然といってよい程興味を示さないことがある、という指摘はある。また、そのような考えの株主が相当数いることは事実であろう。しかし、議決権行使にあまり興味がない株主がいるからといって、代理行使の必要性が薄れるわけではない。また、本定款規定が経営陣の会社支配に利用されていることは言うまでもない。

さらに近年においては、今までは総会に参加することに興味を抱かなかった一般株主の発言も増加しており、会社側は丁寧な回答するなど総会運営がさらにソフト化する傾向にあるので、今後は欠席株主の代理人選任が大きな問題となることも考えられる。このように、本論点は古くから争いがあるが、現代においても新たな局面を迎えているといえる。

本稿では、株主総会における議決権代理行使の代理人資格を株主に制限する規定の有効性を過去の判例、学説を素材として検討してきた。検討の結果、株主における議決権の重要性、定款規定の必要性の喪失に鑑みたところ、もはやこのような定款規定の有効性を認める現代的意義はなくなったものであると考える。特に強調したいのは、今までの学説、判例が判断の前提としていた総会屋がほぼ姿を消したということである。総会屋がほぼ姿を消したということは、定款規定を有効であるとする考えの大きな前提が崩れたということである。株主総会は万能機関ではなくなったが、依然として株式会社の最高機関であることは揺るぎない事実である。しかし、事実上会社を支配しているのは取締役等の経営陣であり、本稿で取り上げた定款規定は、彼らの会社支配の道具の一つとして使われているのが現状であり、本来あるべき姿である株主による会社支配のためにも株主総会の活性化は必須である。会社法は、株主にできる限り株主総会への参加の機会を保障し、株主の議決権を保護しようと明文をもって強行法的に議決権の代理行使権を付与

した。これは、株主として会社経営に自己の意見を反映させることができる最大の機会であり、また、それは株主として当然の権利であるから広く認められなければならないとの趣旨によるものである。よって、代理人資格を株主に制限する定款規定は、画一的に無効であると解するのが法の趣旨に沿うものであると考える。